

基本的な人権を守るために 人権擁護委員の活動

人権イメージキャラクター



人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

人権は憲法ですべての国民に保障されています

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利として、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

しかし、人間がはじめからこのような権利を持っていたわけではなく、我々の祖先が多年にわたる努力の積み重ねによって獲得した貴重な財産なのです。

憲法第97条が、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、過去幾多の試練に堪え、たと述べているのも、このことを意味しています。

したがって、国民一人ひとりがこれを失ふことのないようにしっかりと人権意識を身につけ、いたずらに権利の上に眠ることなく、絶えず守り育てていく努力を続けなければなりません。

人権擁護委員制度の必要性

人間が「命」という平等なものを守り、生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。

しかし、現実には、日常生活のなかで人権をめぐる様々な問題が起きています。「人権」はカタチとして見え

にくいので、人権侵害があつていても、なかなか表面化しないケースも多く、また、旧来の封建的因習などもあつて、人権が十分に守られているとは言えない状況があります。そのため国も積極的に国民の人権を擁護する必要があります。これは、「人民の、人民による、人民のための政治」を建前とする近代的民主主義国家においては当然の措置であり、憲法にも明記されています（憲法前文：「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」）。

こうして我が国にも人権擁護を目的とする諸機関や人権擁護委員制度が誕生しました。

人権擁護委員は、

みんなのまちの相談役

人権擁護委員制度は、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護し、人権思想を広めていくためには、日ごろ地域に根差した活動を行っている人たちにその役割を担ってもらうことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ない制度です。

委員の選任にあたっては、広く社

会の実情に通じ、人権擁護について深い理解がある人を市長が各地域から選び、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。

現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、積極的な活動を行っています。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、法務局や小郡市人権教育啓発センターでの特設人権相談日に皆さんからの人権相談に応じています。

また、地元小学校に出向いてひまわりの種を配布し、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ人権の花運動を行ったり、人権教室を開いたりしています。また、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした全国中学生人権作文コンテストなどの啓発活動も行っています。

毎月第3金曜日に小郡市人権教育啓発センターで、特設人権相談を開設していますので、お気軽にご相談ください（ただし、6月の特設人権相談は、6月1日の「人権擁護委員の日」にちなんで、前日の5月30日に行われました）。

6月1日は人権擁護委員の日

昭和57年度から、人権擁護委員法が施行された6月1日を、人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民のみなさんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。

本市では、次の7の方が委嘱されています。

氏名	住所	電話番号
柏 タツ子	津古	75・0085
園田 四郎	大保	72・0588
木村喜代子	寺福童	72・7079
堤 一彦	小郡	73・5513
赤池千恵子	八坂	72・0822
福田八重子	二森	72・1221
稲田 賢一	上岩田	72・7155

問い合わせ先

人権・同和对策課
☎ 72・2111 内線 432
福岡法務局久留米支局
久留米人権擁護委員協議会
☎ 39・2121

同和問題市民講演会のお知らせ

日時 7月12日(土)
開演 午後1時30分
場所 文化会館大ホール
講演 (演題)「インターネットと人権」
(講師)平岡 恭正(ひらおかきょうしょう)さん
「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」代表
入場無料です！
問い合わせ先 人権・同和教育課
☎ 72・2111 内線 532